

研修単位細則（2012年細則第4号）第1条第2号に定める社会福祉士を基礎資格として活用する制度における資格研修で認定社会福祉士認証・認定機構が認めたものの指定について

（2014年2月2日理事会）

下記の講習会について、研修単位細則（2012年細則第4号）第1条第2号に定める社会福祉士を基礎資格として活用する制度における資格研修で認定社会福祉士認証・認定機構が認めた研修として指定する。

記

1. 指定する研修

社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則第3条第1号ワ、社会福祉士介護福祉士学校指定規則第3条第1号ワ及び社会福祉士に関する科目を定める省令第4条第7号に規定する厚生労働大臣が別に定める基準を満たす実習指導者を養成する講習会（社会福祉士実習指導者講習会）

2. 認める科目及び単位数

科目の区分：認定社会福祉士/共通専門/サービス管理・人材育成・経営系科目群 I

科目名：人材育成系科目 I

単位数：1 単位

3. 注意事項

- ・ 当該研修は、多くが「社会福祉士実習指導者講習会」という名称で実施されているが、研修名称ではなく、厚生労働大臣が定める基準を満たす実習指導者を養成する講習会として認められたものであることが必要である。
- ・ 本研修は 2008 年度以降に行われたものについて単位の対象とする。
- ・ 認定社会福祉士の認定申請にあたっては、当該研修の「修了証」のコピーを添付すること。修了証に記載された住所・氏名等が認定社会福祉士認定申請時の住所・氏名等と異なる場合は、修了者が認定社会福祉士認定申請者本人であることを証明する書類を修了証に添付すること。